

平成26(2014)年3月に川崎市が行った「子どもの成長に応じた育ちの支援について(諮問)」に対し、第5期川崎市子どもの権利委員会から平成28(2016)年3月に「子どもの成長に応じた育ちの支援について(答申)」がありました。

本書は、その提言に対して川崎市及び川崎市教育委員会が講じた措置又は講じようとしている措置について、「川崎市子どもの権利に関する条例」第40条に基づき、公表するものです。

【参考】川崎市子どもの権利に関する条例(抜粋)

第7章 子どもの権利の保障状況の検証 (権利委員会)

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)を置く。

2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

目 次

提言に対する措置 I 生まれる子どもと親支援について・・・・・・・・・・1

所管：(1) (2) (3) こども未来局 こども保健福祉課、
(4) こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室

提言に対する措置 II 就学期の子どもの支援について・・・・・・・・・・3

所管：(1) 教育委員会事務局 指導課、総合教育センター教育相談センター
(2) 教育委員会事務局 総合教育センター教育相談センター
(3) 教育委員会事務局 指導課
(4) こども未来局 運営管理課、教育委員会事務局 総合教育センター特別支援教育センター 教育相談センター

提言に対する措置 III 思春期の子どもの支援について・・・・・・・・・・6

所管：(1) 健康福祉局 精神保健福祉センター、教育委員会事務局 健康教育課、
総合教育センター教育相談センター
(2) 教育委員会事務局 総合教育センターカリキュラムセンター
(3) 教育委員会事務局 総合教育センターカリキュラムセンター
(4) 教育委員会事務局 人権・共生教育担当

提言に対する措置 IV 青年期の子どもの支援について・・・・・・・・・・9

所管：(1) こども未来局 青少年支援室
(2) 健康福祉局 生活保護・自立支援室、経済労働局 労働雇用部
(3) 教育委員会事務局 総合教育センターカリキュラムセンター、
生涯学習推進課

[参考資料] 第5期川崎市子どもの権利委員会への諮問(写)・・・・・・・・12

本書中の「条例」または「子どもの権利条例」という記述は、特に断りなければ、「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。